「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言(案)」についての ご意見募集

気象庁では、平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震による被害の甚大さに鑑み、「東北地方太平洋沖地震による津波被害を踏まえた津波警報改善に向けた勉強会(6 月から9月まで3回)」を開催し、9月12日に「津波警報改善の方向性について」の最終とりまとめを行いました。その後、具体的な改善内容について、有識者、防災関係機関からなる「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する検討会(第1回10月26日、第2回12月1日)」を開催し検討して参りました。今般、検討会において議論いただいた内容等を踏まえ、「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言(案)」を作成しました。

この提言(案)の内容について、広く国民の皆様のご意見を以下の要領で募集します。 皆様からいただいたご意見につきましては、次回検討会(第3回)において報告し、検討の 参考とさせていただきます。

1. 意見募集対象

「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言(案)」(別紙参照)

- ※「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言(案)」及び第 1 回、第 2 回検討会の 資料等については、以下の気象庁ホームページをご覧ください。
 - 津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言(案)(12 月 16 日公表) (http://www.jma.go.jp/jma/press/1112/16a/tsunami_keihou_ikenboshu.html)
 - •第1回検討会資料(10月26日開催)
 (http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/tsunami_keihou_kentokai/kentokai1/index.html)
 - 第 2 回検討会資料(12 月 1 日開催)
 (http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/tsunami_keihou_kentokai/kentokai2/index.html)

2. 意見送付要領

ご意見は、次の事項を明記して送付願います。

- ・件名(「津波警報等情報文に関する提言案について」)
- •氏名
- ・職業(会社名又は所属団体)
- •住所
- •電話番号

- ・電子メールアドレス(お持ちの場合)
- ・ご意見(「提言案」のどの部分に対するご意見か分かるようにお書きください) ご意見は、下記のいずれかの方法で送付願います。
- (1)電子メールの場合 気象庁地震火山部地震津波監視課あて 電子メールアドレス:tsunamikeiho@met.kishou.go.jp (電子メールでご意見を送付される場合はテキスト形式としてください)
- (2)ファクシミリの場合 気象庁地震火山部地震津波監視課あて ファクシミリ番号:03-3215-2963
- (3)郵送の場合 気象庁地震火山部地震津波監視課あて 〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4
- ※ いただいたご意見の内容については、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、検討会資料等として、公開する可能性があることをご承知おきください。 なお、いただいたご意見に対して個別に回答はいたしませんのでご了承願います。

3. 意見募集期限

平成 24 年 1 月 18 日(水) 17 時必着

【本件に関する問合せ先】

気象庁地震火山部地震津波監視課(電話 03-3212-8341 内線 4539、4839)